

- ア 水門・陸閘等について、災害発生等に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定
- イ 災害時の海岸管理者による障害物の処分等の緊急措置及び水門・陸閘等の操作従事者等に対する損害補償規定の整備

(2) 海岸の適切な維持管理の確保

① 海岸保全施設の適切な維持管理

- ア 海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕基準を策定
- イ 船舶が座礁等した場合に海岸保全施設の損傷等を防止するため、海岸管理者は当該船舶の撤去を命令

② 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸協力団体として指定

3 施行期日

公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日）

4 地方財政との関係

平成26年度予算において、水門・陸閘等の整備・運用計画策定（計画策定に伴う調査を含む。）に要する経費及び海岸施設の長寿命化計画策定（計画策定に伴う調査を含む。）に要する経費が社会資本整備総合交付金の交付対象に追加された。

【地方財政に関する議員提出法案（成立法案のみ）】

◎過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成26年3月31日法律第8号）「予算関連」

1 改正の趣旨

過疎自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として中心企業の育成又は企業の導入若しくは企業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事業所等の整備に要する経費を追加する。

2 改正の内容

(1) 過疎市町村の追加

平成22年国勢調査結果に基づき、以下の①及び②に該当する地域を過疎

地域として追加。

①人口要件

以下のいずれかに該当すること。

ア 昭和40年～平成22年の45年間の人口減少率が33%以上であること。

イ 昭和40年～平成22年の45年間の人口減少率が28%以上であり、かつ高齢者比率（65歳以上）が32%以上又は若年者比率（15歳以上30歳未満）が12%以下であること。

※ただし、ア、イに該当しても、昭和60年～平成22年の25年間で人口増加率10%以上の団体を除く。

ウ 昭和60年～平成22年の25年間の人口減少率が19%以上であること。

②財政力要件

平成22～24年度の3ヶ年平均の財政力指数が0.49以下であること。

※なお、公営競技に係る収益が40億円以下であるという要件は政令で対応予定。

(2) 過疎対象事業債の対象拡充

過疎対策自立促進特別措置法の趣旨に鑑み、過疎関係市町村の要望を踏まえ、以下を過疎対策事業債の対象に追加。

①市町村所有の貸工場及び貸事業所

②地域鉄道

※新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道路線を想定

③一般廃棄物処理のための施設（し尿処理施設を含む。）

④火葬場

⑤障害福祉施設

⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール

⑦市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等

※なお、市町村管理の県道については政令で対応予定。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 地方財政との関係

過疎対策事業債の対象を追加する。

平成26年度の社会保障の充実について

- ・少子化対策分野における「待機児童解消加速化プラン」の推進等の保育緊急確保事業
- ・医療・介護分野における国民健康保険等の低所得者の保険料軽減制度の拡充などの措置を講じることにより、当該措置に係る地方負担額（2,713億円）について地方財政措置を講じることとしている。

平成26年度社会保障の充実の項目

※四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

○少子化対策 公費負担：3,060億円（国：1,444億円、地方：1,616億円）

【主な項目】・保育緊急確保事業 公費負担：2,307億円（国：1,043億円、地方：1,264億円）

○医療・介護 公費負担：1,892億円（国：795億円、地方：1,097億円）

【主な項目】・医療機能の分化・連携等のための医療機関等への財政支援 公費負担：544億円（国：362億円、地方：181億円）
 ・国保等の低所得者の保険料軽減制度の拡充 公費負担：612億円（地方：612億円）
 ・難病・小児慢性特定疾患に係る医療費助成制度の確立 公費負担：298億円（国：126億円、地方：172億円）

○年金 公費負担：10億円（国：10億円）

社会保障の充実の合計 公費負担：4,962億円（国：2,249億円、地方：2,713億円）

<その他、社会保障4経費の公経済負担増分（地方分）として、778億円がある。>
 (参考) 持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成25年法律第112号）に基づく社会保障制度改革の概要

分野	主な改革項目	改革実施時期	法案提出時期
少子化対策	子ども・子育て関連法（成立済）の着実な実施	平成27年度目途	—
医療 医療提供体制整備等	・医療機能報告制度、地域医療ビジョンの策定 ・ビギン実現のための都道府県の役割強化、新たな財政支援制度 等	平成29年度までを 目途（順次実施）	平成26年常会に提出中 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案)
医療 難病対策・ 小児慢性特定疾患対策	・国保への財政支援の拡充、運営主体の見直し ・国保等の低所得者保険料軽減制度の拡充 等	平成26年度から平成29年度 までを目途（順次実施）	平成27年常会を目指す
介護	・都道府県の超過負担の解消 ・安定的な医療費助成制度の確立 ・地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業、要支援者への支援の 見直し ・第一号保険料の低所得者軽減措置 等	平成26年度目途	平成26年常会に提出中 (健やかな高齢社会の実現等に関する法律案)
		平成27年度目途	平成26年常会に提出中 (地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律案)

子ども・子育て支援新制度の主なポイントと検討状況

1. 子ども・子育て支援新制度の施行時期等

- 自公民3党合意を踏まえ、子ども・子育て関連3法が成立（平成24年8月）。
⇒ 幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進
- 消費税10%への引上げによる財源のうち0.7兆円程度を新制度に充当。
- 消費税10%引上げ時期を踏まえ、新制度は早ければ平成27年4月の本格施行を予定。

2. 学校教育・保育の給付の一体化や市町村の責務等

- 新制度では、認定こども園・幼稚園・保育所による、就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を、市町村が支給する施設型給付として一体化するとともに、地方版子ども・子育て会議の意見を聴きながら、地域のニーズを反映させた子ども・子育て支援事業計画を策定し、主体的に給付・事業を実施。
※ 新制度に移行するか否かは各私立幼稚園が判断することとなる。新制度に移行する私立幼稚園は、現行の都道府県による私学助成から、市町村による施設型給付へと財政措置の主体が変更となる。
※ 市町村は、新制度の実施主体として、①地域の幼児教育・保育等に係るニーズの十分な把握、②幼稚園や保育所等の事業者との連携、③適切な給付や事業の実施を行うことが責務とされている。

3. 検討状況等

- 幼稚園・保育所等の事業者への参考として、新制度における施設型給付(運営費補助)の給付単価(公定価格)の見込み(仮単価)を5月に示すべく、所管省庁において検討中。
- 仮単価は消費税10%への引上げを前提とした平成29年度の見込みであり、来年度の給付・財政措置等については、施設の移行見込み調査等も踏まえ、平成27年度予算編成過程において調整。

予防接種法に基づく定期接種へのワクチン追加

定期接種

- ・予防接種法に基づくワクチンの接種。
- ・市町村は、対象者へのワクチン接種義務、費用の支弁義務等が生じる。

現行の財政措置

	A類疾病	B類疾病
目的	主に集団予防、重篤な疾患の予防に重点	主に個人予防に重点
対象疾病	風しん、日本脳炎、結核等(11種類)	高齢者のインフルエンザ(1種類)
財政措置	普通交付税(事業費の9割)	普通交付税(事業費の3割)

平成26年度の財政措置

- ・水痘(水ぼうそう)及び成人用肺炎球菌の2ワクチンを定期接種の対象に追加。
- ・水痘はA類疾病、成人用肺炎球菌はB類疾病に位置づけることとし、2ワクチンの追加に要する費用について、地方財政措置を講じる。
- ・予防接種法施行令の改正を平成26年7月頃に行い、定期接種の開始は同年10月を予定。
- ・現在、厚生労働省において予防接種法施行令の改正に向けた準備作業を実施中。

平成26年度国民健康保険の繰出金通知について（概要）

1. 趣旨

平成26年度の地方財政計画に計上した、国民健康保険制度の運営に関する基準を示すもの。

2. 主な改正内容

＜繰出金通知の構成＞

第1 国民健康保険事務費に係る繰出し

第2 国民健康保険の保険給付に係る繰出し

1 出産育児一時金に係る繰出し

2 国保財政安定化支援事業に係る繰出し

第3 保険基盤安定制度に係る繰出し

⑥改正
内容

【国保安定化支援事業の趣旨】⑥地方財政計画上額 1,000億円
国民健康保険財政の健全化及び保険料(税)負担の平準化に資するための
一般会計繰出しに要する経費。

【算定方式】

下記の①～③の算式に基づいて算定された額
①保険料(税)負担能力補てん基礎額×保険料(税)軽減世帯割合による補正
②病床数が多いことによる給付費の増こうの一一定割合
③年齢構成差による給付費の増こうの一一定割合

算定方式の基本的な考え方は⑤と同様であるが、下記の点について見直し
・割り増しの対象とする保険料軽減世帯割合を46%（⑤44%）以上に変更
・決算数値等に基づき1床当たり基準単価等を見直し 等

【参考：国民健康保険の保険者、運営等の方を巡る検討状況】

平成26年1月31日～ 「国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」開催

①主な協議事項

- ・国民健康保険の財政上の構造問題の分析とその解決に向けた方策
- ・国民健康保険の運営に関する業務に係る都道府県と市町村の役割分担のあり方 等

②スケジュール

- ・4月までに事務のWGを4回開催済み。7月に政務レベルの中間とりまとめ実施を予定。

平成26年4月21日～ 「第74回社会保障審議会医療保険部会」開催

- 医療保険制度改革検討の今後の進め方
- ・市町村国保の状況、協会けんぽ等について7月までに第1回目の議論を実施。
- ※第2回目の議論は9月～12月に実施

事務連絡

平成26年4月24日

各都道府県市市区町村担当課
各指定都市財政担当課

} 御中

総務省自治財政局調整課

平成26年度の国民健康保険繰出金について

平成26年度の地方財政計画において、国民健康保険制度の運営に関し、市町村の一般会計が国民健康保険事業特別会計に繰り出すための経費を計上しましたが、その基本的な考え方は下記のとおりでありますので、国民健康保険制度の趣旨及び実態に即しながら、適切に運営していただくようお願いします。

なお、この基本的考え方に基づく繰出しに要する経費については、地方交付税により所要の措置を講じる予定でありますので、ご承知おき願います。

貴都道府県内の市町村に対して、以上の趣旨を十分にお伝えいただくようお願い申し上げます。

記

第1 国民健康保険事務費に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険事務費に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、国民健康保険の事務の執行に要する別表に掲げる経費とする。

(3) その他

当該経費については、一般会計から繰り出して特別会計で支弁するものである。

第2 国民健康保険の保険給付に係る繰出し

1 出産育児一時金に係る繰出し

(1) 趣旨

国民健康保険の保険給付のうち、出産育児一時金に係る一般会計繰出しに要する経費である。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、出産育児一時金の支給基準額（39万円（産科医療補償制度に加入している分娩機関での制度対象分娩（在胎週数22週に達した日以後の出産（死産を含む。）をいう。）の場合は42万円））の3分の2に相当する額とする。

2 国保財政安定化支援事業に係る繰出し

(1) 趣 旨

国民健康保険財政の健全化及び保険料（税）負担の平準化に資するための一般会計繰出しに要する経費である。

本事業は、国費と保険料（税）で賄う国保財政の基本原則を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別の事情に基づくと考えられる要因（被保険者の応能割保険料（税）負担能力が特に不足していること、病床数が特に多いこと及び高齢者が特に多いこと）に着目して限定的に繰出しを認めようとするものであり、保険料（税）で負担すべき給付費について一般会計が補助することを一般的には認する趣旨のものではない。

(2) 繰出しの対象経費

繰出しの対象となる経費は、次の算式に基づいて算定された額の範囲内の額とする。

〔保険料（税）負担能力補てん基礎額×保険料（税）軽減世帯割合による補正〕 + 〔病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合〕 + 〔年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合〕

① 〔保険料（税）負担能力補てん基礎額×保険料（税）軽減世帯割合による補正〕の算式中、保険料（税）負担能力補てん基礎額及び保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、下記（注）1及び2のとおりである。

（注）1 保険料（税）負担能力補てん基礎額は、平成26年度における保険基盤安定制度（保険料軽減分）に係る繰出金の額（国民健康保険法第72条の3第1項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額）に0.26を乗じて得た額とする。

2 保険料（税）軽減世帯割合による補正に用いる係数は、平成26年度における保険基盤安定制度に係る繰出金の額の算定の基礎となる保険料（税）の減額の適用を受ける世帯主の属する世帯の数を国民健康保険加入世帯

(一般被保険者(退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下同じ。)の属する世帯に限る。)の数で除して得た数値に応じ、次の算式により算定した数値とする。

保険料(税) 軽減世帯割合	50%以上の場合	保険料(税) 軽減世帯割合 0.50
	46%以上 50%未満の場合	保険料(税) 軽減世帯割合 - 0.46 0.04
	46%未満の場合	0

② 病床数が多いことによる給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

$$\left[\text{1床当たり基準単価} \times \frac{(\text{病床数} - 1.2 \times \text{全国平均病床数}) \times \text{当該団体の人口}}{100,000} \right] \times 0.08$$

ただし、上の算式中 [] 内の数値は、実績給付費(平成26年1月31日付厚生労働省保険局国民健康保険課指導調査係事務連絡「市町村別実績給付費及び基準給付費一覧等の送付について」で示された数値。以下、「厚生労働省通知」という。)と、基準給付費(「厚生労働省通知」で示された数値)又は全国平均給付費のいずれか大きい額との差を限度額とする。したがって、実績給付費が基準給付費又は全国平均給付費のいずれか大きい額を下回る団体にあってはこの数値は0となる。

(注) 1 1床当たり基準単価は2,126千円、全国平均給付費は175千円に当該団体の前々年度末の一般被保険者の数を乗じて得た額、全国平均病床数は、959.2床とする。

- 2 実績給付費及び基準給付費は、前々年度の数値に基づく額とする。
- 3 病床数は、前々年の10月1日現在の数値に基づく「医療施設調査」の「許可病床数」の人口10万人当たりの病院の病床数と医療圏10万人あたりの病院の病床数の大きい方の数値とする。

なお、医療法施行規則第30条の33第1項第4号に規定する病床については含めないものとする。

- 4 当該団体の人口は前年の3月31日現在の住民基本台帳の数値を用いる。
- ③ 年齢構成差による給付費の増嵩の一定割合は、次の算式により算出した額とする。

[1人当たり医療費差額×高齢被保険者数×高齢被保険者数の割合による補正] ×
0.04

- (注) 1 1人当たり医療費差額は28千円（平成24年度における60歳以上75歳未満の平均医療費と50歳以上75歳未満の平均医療費との差額の全国平均の数値）とする。
- 2 高齢被保険者数は、「国民健康保険実態調査（平成25年9月3日付け保発第0903第4号厚生労働省保険局長通知）」により厚生労働省保険局長に報告した平成25年9月30日現在における当該団体の「60歳以上64歳以下」、「65歳以上69歳以下」、「70歳以上75歳以下」の一般被保険者の各欄の数値を合算した数とする。
- 3 高齢被保険者数の割合による補正に用いる係数は、上記2の数値を一般被保険者の数で除して得た数値（以下「高齢被保険者数割合」という。）に応じ次の算式により算定した数値とする。

高齢被保険者数割合	20%以上の場合	高齢被保険者数割合 0.20
	10%以上20%未満の場合	高齢被保険者数割合 - 0.10 0.10
	10%未満の場合	0

(3) その他

本事業に対する財政措置は、地方交付税により行われるものであり、一般会計操出しの要否及びその額は、本事業の趣旨を踏まえて各市町村がそれぞれの地域の実情に即して独自に決定すべきものであるが、保険料（税）の安易な引下げに充てられることのないよう留意する必要がある。

第3 保険基盤安定制度に係る繰出し

(1) 趣 旨

保険料（税）負担の緩和を図るとともに、国民健康保険の財政基盤の安定に資す

るための保険基盤安定制度に係る一般会計繰出しに要する経費である。

なお、保険基盤安定制度のうち保険料軽減分については、平成26年度において、消費税の引き上げによる増収分を活用して拡充措置が講じられていることを申し添える。

(2) 繰出しの対象経費

国民健康保険法第72条の3第1項の規定及び附則第24条第1項に基づき国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならない額とする。

(3) 繰出しに係る負担割合

① 保険料軽減分

ア 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険料軽減分に限る。）に係る経費に4分の3を乗じて得た額とする。

イ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険料軽減分に限る。）の対象経費から都道府県負担金を減じた額とする。

② 保険者支援分

ア 国

国の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に2分の1を乗じて得た額とする。

イ 都道府県

都道府県の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度（保険者支援分に限る。）に係る経費に4分の1を乗じて得た額とする。

ウ 市町村

市町村の負担額は、当該市町村における保険基盤安定制度に係る繰出し（保険者支援分に限る。）の対象経費から国庫負担金及び都道府県負担金の合計額を減じた額とする。

担当：倉持

電話：03-5253-5618

(別表)

区分	一般会計負担対象費用
報酬	国民健康保険運営協議会委員、嘱託徴収員等
本俸	一般職給
職員手当等	扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、地域手当、住居手当、児童手当
共済費 負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員共済組合への負担金（長期、短期、追加費用に限る） ・社会保険料（報酬及び賃金に係る社会保険料、児童手当拠出金） ・地方公務員災害補償法による市町村負担金 ・市町村職員退職手当組合市町村負担金 ・国民健康保険事務処理を共同事業化し、当該事業に対して支出する負担金（年金受給者一覧表作成に係る拠出金を含む）
賃金	地方公務員の身分を有し、あらかじめ定められた日に市町村役場に勤務が義務付けられている者に支払われる賃金に限る。
委託料	国民健康保険事務処理を第三者に依頼し、その対価として支払われる委託料
旅費	職員普通旅費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料
使用料・手数料	電子計算機使用料、会議場使用料
備品購入費	机・椅子等庁用器具費、計算機・バイク・録音機購入費

(注) 通例の国民健康保険事務の執行に要するものとしての一般職給は、課長以下の職員に係る給与費のみである。